第

Ш

部

第

国際平和協力活動への取組

国際平和協力活動の枠組みなど

国際平和協力活動の枠組み

防衛省・自衛隊は、外交活動とも連携しつつ、国際平 和協力活動などに積極的に取り組んでいる。

防衛省・自衛隊が本来任務1として行う国際平和協力 活動には、国連平和維持活動(国連PKO)への協力をは じめとする国際平和協力業務、海外の大規模な災害に対 応する国際緊急援助活動、国際平和共同対処事態に際し ての協力支援活動などがある。

国際平和協力活動

□ 参照 図表 Ⅱ -3-2-1 (自衛隊による国際平和協力活動)、Ⅱ 部5章5項(国際社会の平和と安定への貢献に関する 枠組み)、資料10(自衛隊の主な行動の要件(国会承 認含む) と武器使用権限など)、資料12 (国際平和協 力活動関連法の概要比較)、資料61(自衛隊が行った 国際平和協力活動など)

図表 II -3-2-1

自衛隊による国際平和協力活動

国際平和協力業務

「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」 に基づく活動

国際緊急援助活動

「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づく活動

諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等

「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する 諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法 律」に基づく活動

イラク国家再建に向けた取組への協力

「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支 援活動の実施に関する特別措置法」に基づく活動 (2009年2月終結)

国際テロ対応のための活動

「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実 施に関する特別措置法」に基づく活動 (2010年1月終結)

凡例: は限時法、 は恒久法に基づく活動を示す。

国際平和協力活動を迅速、 的確に行うための平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むために は、平素から各種体制の整備を進めることが重要である。 このため、陸・海・空自がともに、派遣待機部隊などを 指定し、常続的に待機態勢を維持している。また、国連 本部が各国のPKO派遣にかかる準備状況を具体的に把 握するための国連平和維持活動即応能力登録制度 (PCRS) に施設部隊や司令部要員などのほか、C-2輸送 機やC-130H輸送機を登録している。

国際平和協力活動などにおいて、人員・部隊の安全を 確保し、任務を遂行するため、自衛隊は、派遣先での情 報収集能力や防護能力の強化も進めている。さらに、多 様な任務環境や任務の長期化に対応するため、輸送展開 能力や情報通信能力の向上、円滑かつ持続的な活動のた めの補給や衛生の体制整備にも取り組んでいる。

国際平和協力活動に従事するうえで必要な教育につい ては、陸上総隊隷下の国際活動教育隊において、派遣前 の陸自要員の育成、訓練支援などを行っている。また、 統合幕僚学校の国際平和協力センターでは、国際平和協 力活動などに関する基礎的な講習を行うとともに、国連 PKOなどにおける派遣国部隊指揮官や派遣ミッション 司令部幕僚要員を養成するための専門的な教育を国連標 準の教材や外国人講師も活用して行っている。同セン ターでは、多様化・複雑化する国際平和協力活動の実態 を踏まえ、関係省庁職員、外国軍人に対する教育も行い、 連携・協力の促進や、より効果的な国際平和協力活動に 資することを目指している。

派遣部隊に対する福利厚生や メンタルヘルス施策

防衛省・自衛隊では、任務に従事する隊員や隊員家族 の不安を軽減するよう、各種家族支援施策、派遣部隊に

自衛隊法第3条に規定される「主たる任務」と「従たる任務」を合わせたもの。「主たる任務」は、わが国の防衛であり、「従たる任務」は、公共の秩序 の維持、重要影響事態に対応して行う活動および国際平和協力活動である。

対するメンタルヘルス施策を行っている。派遣部隊隊員に対しては、①ストレス軽減に必要な知識を与えるための派遣前教育、②派遣前・派遣中・帰国後などの各段階に応じたメンタルヘルスチェック、③メンタルヘルス要員などによる派遣中の隊員の不安や悩みなどの相談への

カウンセリング、④派遣中の隊員に対し、専門的知識を有する医官を中心としたメンタルヘルス診療支援チームの派遣、⑤帰国に際してのストレス軽減のための帰国前教育、⑥帰国後の臨時健康診断など、派遣部隊の特性に応じて必要な施策を行っている。

国連PKOなどへの取組

国連PKOは、世界各地の紛争地域の平和と安定を図る手段として、伝統的な停戦監視などの任務に加え、近年では、文民の保護 (POC)、政治プロセスの促進、元兵Protection of Civilian 士の武装解除・動員解除・社会復帰 (DDR)、治安部門Disarmament, Demobilization and Reintegration 改革 (SSR)、法の支配、選挙、人権などの分野におけるSecurity Sector Reform 支援などを任務とするようになっている。

また、紛争や大規模災害による被災民などに対して、 人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連 難民高等弁務官事務所 (UNHCR) などの国際機関や各 Office of the United Nations High Commissioner for Refugees 国政府、非政府組織 (NGO) などにより、救援や復旧活 Non-Governmental Organization 動が行われている。

これまで、わが国は、30年以上にわたって、カンボジア、ゴラン高原、東ティモール、ネパール、南スーダンなど、様々な地域において国際平和協力業務を行い、内外から高い評価を得ている。現在、国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) および多国籍部隊・監視団United Nations Mission in the Republic of South Sudan (MFO) にそれぞれ司令部要員を派遣している。

今後も国際平和協力活動については、これまでに蓄積 した経験を活かし、人材育成などに取り組むとともに、現 地ミッション司令部要員などの派遣や、わが国が得意と する分野における能力構築支援、国連本部への幕僚派遣 などの活動を通じ積極的に貢献していくこととしている。

1 多国籍部隊・監視団 (MFO) への 派遣

(1) MFOへの派遣の意義

MFOは、「エジプト・アラブ共和国とイスラエル国との間の平和条約の議定書」(1981年8月)により、平和条約に定められた国際連合の部隊や監視団の任務および責任を代替する機関として設立された。MFOは、エジプトとイスラエル間の停戦監視を任務とし、1982年の活動開始以来、両国の対話や信頼醸成の促進を支援することにより、わが国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。

このようななか、MFOからわが国に対し、要員の派遣について要請があり、わが国としても、国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、2019年以降、国際連携平和安全活動としてMFOへ司令部要員を派遣している。

(2) 司令部要員などの活動

現在、陸上自衛官4名が、シナイ半島南部に所在する MFO司令部(連絡調整部および後方支援部施設課)に おいて活動を行っている。

連絡調整部には、2019年以降、2名の司令部要員を派遣しており、エジプト、イスラエルとの連絡調整や、これにかかる中長期の活動方針の作成などの業務に従事している。

後方支援部施設課には、2023年以降、2名の司令部





資料:国連PKO派遣30周年 陸上自衛隊「国際活動の軌跡と発展」 URL: https://www.mod.go.jp/gsdf/about/pko30/index.html



資料:シナイ半島国際平和協力業務(国際連携平和安全活動)

URL: https://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/pko/201904_egy.html



部

要員を派遣しており、MFOの各種施設の更新に関する 計画作成や進捗管理などの業務に従事している。

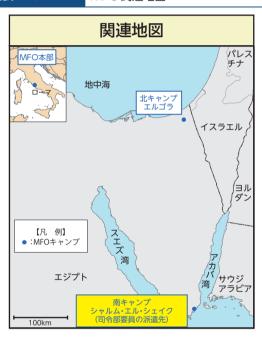
そのほか、MFOに派遣された司令部要員が円滑かつ効果的に活動を行えるよう、カイロに連絡調整要員1名を派遣し、関係機関との連絡・調整などにあたらせている。

この活動を通じ、中東の平和と安定へのわが国の一層 積極的な関与の姿勢を示すほか、米国をはじめ他の要員 派遣国との連携の促進、人材育成の機会となることが期 待される。

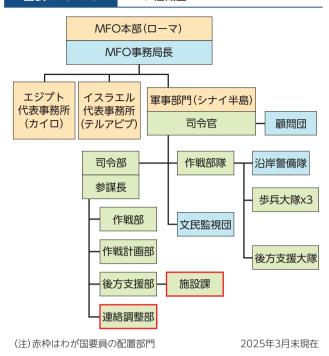
■ 参照 図表Ⅲ-3-2-2 (MFO関連地図)、図表Ⅲ-3-2-3 (MFO 組織図)

図表Ⅲ-3-2-2

MFO関連地図



図表Ⅲ-3-2-3 MFO組織図



2 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS)

(1) UNMISSへの派遣の意義

2011年7月、南スーダン独立に伴い、平和と安全の定着や南スーダンの発展のための環境構築の支援などを目的として、UNMISSが設立された。わが国は、国連からのUNMISSに対する協力、特に、陸自施設部隊の派遣要請を受け、司令部要員、自衛隊の施設部隊などを派遣してきた。

南スーダンは6つの国と国境を接し、アフリカ大陸を 東西南北に結ぶ、極めて重要な位置にある。南スーダン の平和と安定は、南スーダン一国のみならず、周辺諸国 の平和と安定、ひいてはアフリカ全体の平和と安定につ ながるものであり、かつ国際社会で対応すべき重要な課 題である。防衛省・自衛隊は、これまでの国連PKOにお いて実績を積み重ね、国連も高い期待を寄せているイン フラ整備面での人的協力を行うことで、南スーダンの平 和と安定に貢献してきた。

UNMISSは、現在、わが国が要員を派遣する唯一の国連PKOであり、司令部要員の派遣は、南スーダンの和平プロセスの進展を国際社会とともに支援するものである。国連への緊密な関与の継続や周辺アフリカ諸国など

との連携、人材育成の機会確保などの観点から、引き続き要量を派遣する意義がある。

■参照 I 部3章10節2項(アフリカ)

(2) 司令部要員などの活動

2025年3月末現在、南スーダンの首都ジュバに所在するUNMISSの本部において、従前から陸上自衛官6名(副参謀長(人事・評価・訓練担当)、その補佐官、兵站幕僚、情報幕僚、施設幕僚、航空運用幕僚)が活動を行っており、副参謀長はUNMISS軍事部門司令部における人事・評価・訓練部門の運営・監督、その補佐官は副参謀長の業務のサポート、兵站幕僚はUNMISSの活動に必要な物資の調達・輸送、情報幕僚は治安情勢にかかる情報の収集・整理、施設幕僚はUNMISS全体の施設業務にかかる企画・立案、航空運用幕僚はUNMISSが運航する航空機の飛行計画の作成などの業務を行っている。

さらに、司令部要員の活動を支援するため、在南スーダン日本大使館内の連絡調整事務所に、連絡調整要員1名を派遣している。連絡調整要員は、わが国のUNMISSに対する協力を円滑かつ効率的に行うことを目的として、南スーダン政府などと南スーダン国際平和協力隊との間の連絡調整にあたっている。

このように、わが国は引き続き、UNMISSの活動に貢献していくこととしている。

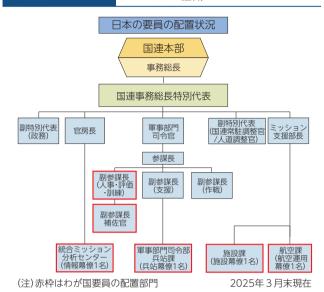


UNMISS軍事部門司令部で活動する派遣隊員 (2024年5月)

● 図表Ⅲ-3-2-4 (UNMISSの組織図)

図表Ⅲ-3-2-4

UNMISSの組織



3 国連事務局への防衛省職員の派遣

防衛省・自衛隊は、国連の国際平和に向けた努力に積極的に寄与し、また、派遣された職員の経験をわが国のPKO活動への取組に活用することを目的に、国連事務局へ職員を派遣している。2025年3月現在、3名の自衛官(室長級および担当級)が、国連平和活動局において国連PKOの方針や計画の作成、各国派遣要員の能力評価などに関する業務を行っているほか、自衛官と事務官の各1名(ともに担当級)が国連活動支援局において国連三角パートナーシップ・プログラム²(UNTPP)に関する業務を行っている。

4 PKO訓練センターへの講師などの 派遣

防衛省・自衛隊は、平和維持活動におけるアフリカ諸 国などの自助努力を支援するため、アフリカなどに所在





資料:国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)

URL: https://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/pko/201111_ssd.html

² 国連、国連PKOの要員派遣国および支援国(技術や装備を有する第三国)間の協力により、国連PKOに派遣されるPKO要員の訓練、必要な装備品の提供を行う協力枠組み。

第3

章

するPKO訓練センターなどに自衛官を派遣し、PKO要員の教育訓練を支援しており、これらPKO訓練センターの機能強化を通じ、アフリカなどの平和と安定に寄与している。

5 国連三角パートナーシップ・ プログラム (UNTPP) への支援

わが国は、これまでPKOの円滑化に欠かせない施設や輸送の分野で確かな信頼を得てきた。今後もPKOの早期展開を支援し、質の高い活動を実現するため、2014年のPKOサミットにおいて、わが国は積極的な支援を表明し、UNTPPによって具体化された。

UNTPPは、わが国が拠出した資金を基に、国連活動支援局が重機の調達や工兵要員への訓練を行うものとして始動した。プログラムの開始から2025年3月までに、のべ207名の陸上自衛官をアフリカ地域に派遣し、同地域の9か国336名の要員に対して、計11回の訓練を行った。

また、PKO要員の30%以上がアジアから派遣されていたことを踏まえ、2018年より、UNTPPをアジアおよび同周辺地域においても行っている。

2024年6月、陸上自衛官24名をインドネシア平和安全保障センターに派遣し、インドネシアおよび周辺国の工兵要員を対象として、PKOにおけるインフラ整備、宿営地の造成などに必要な知識、技能の修得に寄与した。また、同年11月、近年PKOミッションが直面しているIED (即席爆発装置) の脅威に対応するため、陸上自衛官Improvised Explosive Device 20名をカンボジアPKO訓練校に派遣し、日本が行ってきた重機操作訓練に加えて、初の多国間連携として、オーストラリアおよび韓国と共同でIED対処訓練や負傷



国連三角パートナーシップ・プログラム初めての日韓豪連携事業閉会式の様子(2024年11月)

者の野外救護訓練をアジア周辺国のPKO要員に対し提供した。プログラムの開始から2025年3月までに、のべ160名の陸上自衛官を派遣し、アジアおよび同周辺地域の14か国127名の要員に対して、計7回の訓練を行った。

さらに、国連PKOにおいて、派遣要員の安全確保のための衛生能力強化が課題となっていることから、国連がUNTPPでの支援の枠組みを衛生分野にまで拡大し、国連野外衛生救護補助員コース³ (UNFMAC) が設置されることとなった。2024年11月、ウガンダにある国連エンテベ地域支援センターで行われた同コースに、防衛省・自衛隊は教官要員として陸上自衛官1名を派遣し、派遣要員30名に対して教育を行った。

そのほか、UNTPPの一環として、工兵要員を対象とした作業工程管理課程をオンラインで開催している。本課程は、国連PKOミッションにおける工事管理、問題発生時の対処法などを教育するものであり、2024年9月、陸上自衛官5名の教官が、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ベトナム、モンゴルの工兵要員32名を対象に、同年12月には、ケニア、タンザニア、ウガンダの工兵要員22名を対象に教育を行った。

国際緊急援助活動への取組

近年、軍の果たす役割が多様化し、人道支援・災害救援 (HA/DR) などに軍の有する能力が活用される機会が Humanitarian Assistance/Disaster Relief 増えている。自衛隊も、人道的な貢献やグローバルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的として国際緊急援助活動に積極的に取り組

んでいる。

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した計画に 基づき任務に対応できる態勢を維持している。派遣に際 しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況 などを踏まえつつ、外務大臣との協議に基づき、自衛隊

³ PKOの活動地域において、衛生隊員または医療従事者が専門的な治療を行う前に、応急処置をできる要員の育成を目的とする課程。

の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に 行っている。

1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、1987年に国際緊急援助隊法を施行し、被 災国政府または国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。1992年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となった。

2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と 自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動として災害の規模や要請 内容などに応じて、①応急治療、防疫活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの 輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動、④海自固定 翼哨戒機による捜索活動などの協力に加え、⑤自衛隊の 輸送機・輸送艦などを活用した被災地への人員、機材の 輸送を行うことができる。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、陸上総隊や方面隊などが任務に対応できる態勢を常時維持している。海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品な

どの輸送ができる態勢を常時維持している。

3 ミャンマー連邦共和国における国際 緊急援助活動など

2025年3月28日、ミャンマー中部を震源とする地震 により、大きな被害が発生した。外務大臣から、自衛隊機 による国際緊急援助活動に必要な医療資機材などの輸送 について、協力を求めるための協議があり、防衛大臣が ミャンマーにおける国際緊急援助活動に必要な医療資機 材などの輸送を統合作戦司令官に命じた。この命令を受 け、現地における情報収集・連絡調整のため、現地調整所 を設置するとともに、同年4月8日から9日にかけて、 C-130輸送機1機が、本邦からマンダレー国際空港まで、 被災地で活動するわが国の国際緊急援助隊・医療チーム が人道支援を継続するために必要な医療資機材の輸送を 行った。その後、現地調整所による情報収集を継続してき たが、現地では災害に起因する患者数は当初よりも大幅 に減少していることなどを総合的に勘案し、同年4月22 日に任務を終結することとなった。この任務は、統合作戦 司令部の発足後、初となる国際緊急援助活動であったが、 統合作戦司令官の指揮のもと、部隊は「ミャンマーの人々 と共にある との方針により、円滑に任務を行った。





資料: 国際緊急援助活動等

URL : https://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/kokusai_enjyo/

4 国際緊急援助隊の派遣に関する法律。



UNMISS に参加している隊員の声

WAS TO THE TOTAL TO THE TOTAL TOTA

私は2024年9月から南スーダン共和国でUNMISS 司令部施設幕僚として勤務し、主に同国内の補給幹線 を整備するため、司令部内の関係部署や6カ国から派 遣されている陸軍工兵隊との現地調整や整備計画の作 成を行っています。現地では、私の所属する施設課や 他の部署の多くのスタッフとの関係を構築するため、

厚生活動などを通じた交流を持つように努めています。

補給幹線整備の現地確認する様子 (筆者は右から2人目)

本派遣間、子ども2人を含む日本にいる家族や自衛隊 からの期待を胸に、南スーダン共和国の平和と安定に 貢献するとともに、歴代の派遣幕僚などの先輩方が築 き上げた、南スーダン共和国の方々との信頼関係をさ らに強固なものにできるよう、引き続き、派遣間の業 務に精一杯尽力してまいります。



厚生活動で実施したサイクリングレースでの表彰式の様子 (筆者は左)